第 2849 号

(2-2)

 $\frac{RE \stackrel{\checkmark}{A}DAS}{U-\vec{y}_{7}ZD\vec{D}\vec{J}}$

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 8月 22日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 広大地評価の整備

Q:広大地の相続税評価が変わったそうですが、どのようになったのですか?

A:広大地評価の統一性を図るため、留意 事項がまとめられました。

【解説】

広大地の評価は、昨年、大幅に見直された のですが、今回はその考え方を統一するため に留意事項を具体的に示したものとなってい ます。内容は次のとおりです。

- ① 著しく広大であるかどうかの判定 線引きが行われていない地域でも用途地 域が定められている地域については、市街 化区域と同様に取扱い、面積基準で広大地 判定を行う
- ② 現に宅地として有効利用されている建築 物等の敷地 広大地評価がされない建築物等の敷地に は該当しないものとして取扱う
- ③ 公共公益的施設用地の負担 開発指導により道路を拡張するため土地 の一部を提供する場合は、広大地評価をし ない。
- ④ マンション適地の判定 道路が狭いためマンション等が建築でき ない場合には、例外的に広大地に該当する 場合もある。
- ⑤ 市街化調整区域内の土地の広大地評価 都市計画法で開発が許可された区域内の 土地で、条例により戸建て分譲開発ができ る場合は広大地評価をすることができる。







